

札幌市公文書管理審議会（平成30年度第2回）

会 議 録

日 時：2019年2月6日（水）午後3時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

1. 開 会

○大濱会長 ただいまから、平成30年度第2回札幌市公文書管理審議会を開催します。
事務局から、報告事項等をお願いします。

○事務局（中川行政部長） 本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

例年、この時期に開催させていただきますこの審議会ですが、今年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄や移管について、委員の皆様からご意見を頂戴し、市の最終的な判断に反映させていただいております。

昨年12月末に資料を皆様にお送りしており、既にご質問をいただいているところです。これらの回答と説明については、本日の議題の中でご説明申し上げたいと思います。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の出席状況からご報告いたしますが、本日は、片桐委員から、欠席する旨、連絡を受けております。

会議の定足数は委員7名の過半数となっておりますので、現在ご出席いただいている委員数で定足数を満たしております。

次に、資料の確認については、総務課長よりご説明させていただきます。

○事務局（柳沼総務課長） 本日の資料についてですが、会議次第にあります議題の一つ目は、平成30年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定の確認です。資料1は移管決定までの経過について、資料2は平成30年度末に保存期間が満了する簿冊の移管の指定状況、資料3は平成30年度末に保存期間が満了する簿冊の廃棄予定一覧、資料4は質問、回答の一覧です。資料1から資料3までについては事前にお送りしておりますが、一部訂正がありましたので、本日は訂正後の資料をお配りしております。

なお、資料3と同じ形で置かせていただいておりますが、訂正のあった資料2と資料3の訂正箇所をまとめたものとして、平成30年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定の変更一覧というものをお配りしております。

また、資料4については、あらかじめ皆様からお受けしたご質問と、それに対する回答を一覧表にまとめたものとなっております。

続きまして、議題の二つ目に関する資料として、資料5、平成31年度の公文書館事業計画（案）となっております。

本日は、そのほかに、通知文書ですが、北海道胆振東部地震に関する公文書の適切な取り扱いについて（通知）と書いたものと公文書館だよりをお配りしております。

資料の配付漏れはございませんか。

資料の確認は以上でございます。

2. 議 事

○大濱会長 それでは、事業計画については最後に報告を受けて検討したいと思いますの

で、最初に、平成30年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定についてを議題といたします。

これについては、郡司委員と山本委員から質問も出ていますので、説明をお願いします。
○事務局（高井公文書館長） まず、資料1の移管決定までの経過について説明いたします。

まず、スケジュールですが、例年どおり、6月末までに、文書を管理している各課に対し、次年度以降も文書を使うか、もしくは、使わないでこのまま保存期間を満了するかという判断をしてもらいました。

その結果、①ですが、次年度以降も使うため、延長に回った簿冊が1万1,063件、このまま満了させるといった簿冊が12万3,952件ありました。

ちなみに、この数字ですが、最近は増加傾向でして、去年は満了分が10万7,608件でした。その前は逆にちょっと多いですが、11万8,414件だったものが、今年はさらに多くなって、12万3,952件が保存期間満了の対象になりました。

延長しないということになりますと、廃棄か公文書館に移管するかという判断になります。それについては、公文書館と各課でそれぞれ検討に入りました。これは7月から10月まで行ったものです。

その結果、公文書館側から、これは移管したほうがいいのではないかと指定した簿冊が572件、残り12万3,380件は廃棄していいという判断をしました。

一方、各課にも同じような判断をしてもらいました。その結果、移管指定されたものが263件、廃棄していいものが12万3,689件となっております。

裏面に行きまして、移管指定についてです。

両方とも移管したほうがいいというのは問題ありませんが、公文書館だけが移管したほうがいいと指定したのが373件ありまして、各課と判断が異なりますので、協議した結果、259件が移管となりました。本来であれば、いったん業務で使用しないという判断をしているので、この段階で廃棄になりますが、現用を延長するとして変更となった簿冊が77冊ありました。

一方、各課のみが指定した簿冊は64件ありましたが、協議した結果、移管に回ったのが1件で、残りは廃棄となっております。

④は、最終的な状況です。

移管する簿冊が427件です。これは、先ほど言いましたが、公文書館と各課の双方が指定したものと公文書館だけが指定したものと各課が指定したものを合わせての数です。

それから、2番目は延長です。

これは、本来であれば6月までに一旦決めてもらいますが、平成30年7月10日以降に延長すると判断された簿冊が1万9,066件ありました。これが例年に比べて非常に大きな数字です。

例年だと2,000件や3,000件という数字ですが、今年はこれがすごく多かった

です。その原因はわかりませんが、3万件ほどが延長に回ってしまいましたので、残る10万4,382件が廃棄となります。

この後審査していただく廃棄リストは、このうち、実質的に10年以上保存した文書について計上してあります。ということは、廃棄簿冊のほとんどが10年未満の簿冊となります。

④の下の表ですが、今のトータルの数字を保存期間別にあらわしたものです。

移管する文書は6割ぐらいが30年保存で、かつて永年と言われた文書です。

それから、廃棄については、今申し上げたとおり、10年未満の文書が9割方となっております。

それで、トータル13万5,015件の内訳は、このようになっております。

⑤ですが、今申し上げたように、10年以上保存された簿冊が今年は8,000件を超えますが、これについて審議していただくことになります。

以上が資料1の説明です。

それから、平成30年度末に保存期間が満了する簿冊の移管指定状況というA4判横の資料2ですが、今申し上げた427件が公文書館に移管すべきと判断された簿冊の一覧です。

件数は、去年も459件、その前も450件ほどでしたので、トータルの数としてはそんなに大きな変化がありません。

今年、特筆すべきものは、1ページ目の該当基準別内訳の一番上にあります条例規則の制定改廃46件というのがあります。これは、昭和22年から35年ぐらいまでの本市の条例あるいは規則をつくらうとすると、条例についてはほとんど市長までの決裁文書ですが、通常、これがつくられます。今まで、戦後のこの類の簿冊は一冊も移管されていませんでしたが、原本を見る使用頻度がそれほど多くないだろうということで、今回初めて46件が移管となっております。

そのほか、例年どおりであったり、今回初めて出たというのは、さまざまな事情があります。

以上が資料2の説明になります。

○事務局（柳沼総務課長）　続きまして、資料3の概要についてご説明させていただきます。

こちらの資料は、今年度末に保存期間が満了し、来年度に廃棄される予定の簿冊のうち、10年以上保存された簿冊の一覧表となります。

こちらの資料については、事前にお送りしたのから変更があります。資料3と一緒に置かせていただいておりますが、平成30年度末に保存期間が満了する簿冊の措置決定の変更一覧と書かれた資料のうち、1枚目の下段に資料3、廃棄予定一覧変更分と書かせていただいております。次のページにつながっており、保存期間の延長を要するものとして38件ございました。

このため、本日お配りした資料3は、該当部分を除いて作り直したものとなっております。

では、お配りした資料3の表紙をご覧ください。

今までの説明と若干重複いたしますが、こちらに記載しておりますとおり、今回ご確認いただく簿冊件数は合計で8,153件あります。保存期間も30年のもので2,824件、11年から29年で99件、10年で4,671件、そのほかに、当初、保存期間10年未満としておりましたが、保存期間の延長などをしまして、結果10年以上保存したものが559件となっております。

本日は、これらの簿冊についてご審議いただき、廃棄妥当というご意見であれば廃棄し、移管あるいは延長が妥当であるとなった場合には、廃棄を取りやめ、移管または保存期間を延長することを検討させていただきます。

資料3についての説明は以上でございます。

○事務局（高井公文書館長） 続いて、今の廃棄リストについて、事前にお配りしていたものに対する質問がありましたので、それに対してお答えいたします。

これが資料4-1と資料4-2です。

資料4-1は、郡司委員からの質問でございます。

数が結構ありますが、個々で事情が異なりますので、私から資料に基づいて説明いたします。

まず、1ページ目の資料4-1です。

上から6件について、情報公開条例の関連文書と思われるが、大丈夫かということでした。この6件のうち、上4件が総務課の文書で、下2件が行政情報課の文書となります。上4件につきましては、一番上は、公文書としては廃棄決定しますが、実態は冊子になっていたものですので、行政資料として保存する予定です。そのほかの3件は、この年度で通常に行われていた書類の文書だと判断して、今回は移管対象とはしておりません。

それから、下二つのうち、上のハンドブックは、既に公文書館に来ていて、行政資料として保管しています。

それから、最後の文書の審査会の委員の委嘱ですが、これも事務的な委嘱の書類で、このときに誰が委員をやったかというのは、その他の刊行物でわかると判断し、今回は移管対象としておりません。

情報公開条例の施行に向けての文書整理というのは、確かに行っています。実は、これより2年ぐらい前の昭和62年度から文書整理の動きが本格化しております。私は、かつて、この時期のことを調べたことがあります。情報公開が始まるので、公開請求された文書がすぐに出ないようではまずいということで、文書整理をしましょうということです。

実際には、事務室にあふれていた余計な文書を書庫に入れるなり廃棄して、もう一つ、登録というシステムを使って登録することが昭和62年から63年にかけて行われていま

す。そういう文書は、今回の中には含まれていません。強いて言うと、文書整理マニュアルがそうですが、これは冊子になって全庁に配られたものです。

以上ですが、この時期に国で行われたような大量廃棄にかかわる文書かということまではお聞きになっていないということでもよろしかったでしょうか。

○郡司委員 私が聞きたいのは、それではないです。

○事務局（高井公文書館長） それでは、ざっとまとめていきます。

次は、センター保管の市政等資料ですが、これは全部刊行物です。刊行物については、当館としては、基本的に市政刊行物とか市政に重要な関係があるものだけと考えております。

今回出た簿冊のうち、中に道新の縮刷版や北海道年鑑、北海道自治研究など、件数にすると24件ほどはもう既に公文書館にある簿冊です。それ以外は、他の期間で保存していただきたいということで、当館としては移管対象にしておりません。

それから、一番下のアサヒビール関係つづりです。

アサヒビールというのは白石区にあるアサヒビール園という工場とレストランですが、そこに、当時、隣接する市有地の一部を売却しておりまして、そのときの記録です。

次に、2ページ目に行きます。

これは、まちづくり政策室の文書ですが、いずれも、中身を見ると、国のふゆトピアという事業に関連した簿冊です。ということは、恐らく、企画部政策調整課が雪対策の主務課ではないので、参考に持っていたのではないかと判断し、移管対象とはしておりません。

なお、アメニティー関係の資料は、別に行政資料を保管しております。

次に、ライラックパセオ関係のつづりですが、ライラックパセオというのは、札幌駅の下にある商店街をパセオと言いまして、その1階の西側にライラックパセオという札幌市が公共的にいろいろなコーナーを持っているスペースがありました。それがライラックパセオということになりますが、その関係つづりで、中を見ると、ほとんどが書類の写しでした。

というのは、ライラックパセオを調整していたのが鉄道高架事業全般を所管していた当時の建設局管理部道路管理課で、そこで作った資料を企画部が写しとして持っていたということです。ですから、恐らく、これに係る原本の文書は、建設局の鉄道高架の中のどこかにあると思います。

ただ、鉄道高架の文書がかなり延長されて、いまだに移管されていないので、そのかわりに今あるかというのではないと思いますが、一つはそういう判断をしたということです。

もう一つ、既に当館にはライラックパセオ関係のつづりがあるということで、2001-0195-007というのがそれです。これは、簿冊の主タイトルとしては販路拡大支援事業関係起案つづりという簿冊ですが、その中で細かく分かれたものの1冊がライラックパセオに係る札幌物産コーナーの契約の締結ということです。

先ほど申し上げましたように、ライラックパセオの中は、物産コーナーもあるし、国際

関係のもありました。それから、福祉コーナーというのがあり、それが今の元気ショップいこ～るにつながるということでした。特に、ライラックパセオ全体の簿冊がいずれ出てきたときにはと思いましたが、今回は、主務課でもありませんし、鉄道高架の中でということで、今回は移管対象としておりません。

次に、国際エアカーゴターミナル株式会社の出資関係です。

これは現在もある株式会社で、千歳空港の国際貨物を扱う会社ですが、持ち株を持っています。しかし、持ち株比率は3%ということですから、千歳市、苫小牧市、北海道も株を持っているようですが、道都の責任ということで株を持ったのではないかと思います。特に輸出入の促進とは関係ないと思われま

次に、ウタリ住宅の申請、決定のつづりです。

これは、ご指摘のとおり、1977年に制定された要綱がありますが、88年ということで、制度が進んでからだいぶ後の簿冊で、制定時ではなく、毎年度の簿冊ではないかと判断しました。

なお、原課には常用で30年前の簿冊が残っています。恐らく、それがそうだと思いますが、常用なので、いつ来るかどうかがわかりませんが今回は、こういう判断をしたということです。

次に、3ページ目に行きます。

デイケアセンターに係る簿冊です。

これは、ご指摘のとおり、財団法人北海道精神保健推進協会という財団がつくった精神障がい者の社会福祉施設です。

原課にも聞いたり、よく調べてみると、札幌という名称はついておりますが、特に札幌市が主導してやってはいないということでした。要するに、出資をしていたということですから。財団への基本財産の出資割合が20%という関わりがある程度ということで、原課としても、その時期の簿冊は不要ということでしたので、当館としても移管対象とはしておりません。

ただ、竣工図をなぜとったかということです。

竣工図というタイトルが建物に出てきた場合に、定例的と書いてありますが、習慣的に私たちは移管指定をすることが多いです。そうすると、大抵は、現存する建物の竣工図というのは、原課がまだ使うことが多いので、そのまま現用で延長されることが多いですが、これについては、原課自身がそれほど強く関与していないということで廃棄に回ったので、今回は延長にならず、当館の移管指定がそのまま残ったということになります。

次に、37ページに載っていた簿冊ですが、契約書と請負書のみで、整備内容がわかる簿冊ではなかったということです。

次に、定山溪関係の簿冊は、結局、簿冊としては不存在ということでした。

次に、実験農場に関する簿冊です。

これは、当館の基本として、工事関係の簿冊は、新設のときにはとることが多いですが、

改修についてはとらないという判断なので、改修工事ということで移管対象はしていなかったということです。

次に、4ページ目に行きます。

余熱団地に関する簿冊です。

余熱団地というのは、ご存じかと思いますが、かつて篠路清掃工場というのが札幌の大分北の方にありまして、その余熱を使って、そこに隣接して、ビニールハウスに熱を送り込んで農業をやるという団地がありました。

余熱団地自体は昭和56年からありまして、実際に農家が営農しますが、平成6年度で終わっています。これは、実験農場の一環のような事業でしたので、平成7年度にさくらんどができたときに、農家の方は廃業もしくは別のところでやるということで、余熱団地自体がなくなっています。

これが1988年ということは、営農していた当時の簿冊だと思います。そういう意味では、初めでもありませんし、終わるときでもない、ある年度の簿冊があったということで、今回は移管対象としておりません。

余熱団地自体については、札幌の農業には事業概要がありますが、その毎年を見ていくと、かなり行っていたことがわかります。それから、やめるときに、実験農場の記念誌がありまして、その中にも割と経過がわかる記載がありました。

次に、国鉄関係の簿冊です。

これは、持っていた課が交通計画課ということで、当時、ここを窓口にして、国鉄の駅の整備をいろいろとやっておりました。昭和50年代ぐらいから、そのような協議をやっていました。恐らく、そのときに、協議の相手方が民営化するというので、何か情報を集めていたようでして、実際の中身は、新聞、雑誌の写しだったり、当時の所管省庁である運輸省の資料が大半でした。

ということで、国鉄の民営化に対して、札幌市が特に何か行ったことを集めた簿冊ではなかったということです。

次に、豊平の写真展の関係つづりは、写真展の事務処理に係る簿冊でしたので、移管対象とはしておりません。要するに、写真はなかったということです。

続きまして、南区の直接請求に係る簿冊ですが、直接請求というのは、住民がこういう条例を作ってほしいという請求を自治体に行うわけですけれども、そのときに、署名簿をつけなければならないことになっております。署名簿は、ただ名前を書けばいいということではなくて、そこに選挙権を有する者となっておりますので、それが本当に正しいかどうかということだけが所管の選管に回ってきたようです。その署名簿に関する簿冊でしたが、言うならば、それだけでした。

そのため、移管対象とはしておりませんが、なぜ南区かというのはわかりません。多分、ほかの区はなかったと思いますが、その理由はわかりません。

次に、5ページ目に行きます。

最初に、平岸郷土資料館関係です。

これは、ちょっと特殊な扱いで、一旦廃棄にするけれども、原課が新たに簿冊を作成するということでしたので、一旦それを待って、改めて移管かどうかの判断をしたいと思えます。資料そのものがなくなるということではないようです。

水道の汚染環境調査については、軽微な汚染事故が昭和期にあったようです。それに関する簿冊で、それほど大きな事故ではなかったということで、移管対象としませんでした。

次に、水道五十年史のつづりです。

水道五十年史というのはものとして実際にありますが、その校正刷りで、もう完成品がありますので、それで十分だということです。

次に、特定不妊治療費のつづりですが、これは、事業全体に係る簿冊ではなくて、相談事業の実施起案などがつづられていただけで、それ以前のは全部廃棄されていました。今、話題になっている強制不妊手術など、そういう関係のものはなかったと判断しております。

次に、温暖化対策推進計画つづりということで、10年保存の簿冊です。

当館に既にある簿冊との関連ですが、平成11年の簿冊は、当時、試しで試行的にとっていた簿冊で、それには基準がなく、今ならとらない簿冊だということです。

次に、さっぽろバイオクラスター構想に関する簿冊です。

これは、文科省の知的クラスター創成事業として採択されて、実際は、北大を中心とする研究開発に投入されたもので、札幌市としては、事務局をやっていた財団に対する補助金を出したということで、その程度ならいいだろうということで移管対象としなかったものです。

次に、住宅地図ですが、これは、もう既に公文書館にあるということです。

次に、石狩川水防公開演習関係は、不存在でした。

次に、豊水会館土地・建物つづりは、ご指摘の簿冊との関係ですが、ご指摘の簿冊は、今、隣にある豊水会館の関係つづりでした。ただ、リストに載っているのは、その前の会館で、存在しない建物の簿冊ということで、今回は移管対象としておりません。

次に、都心交通研究会関係つづりですが、これも、関連した簿冊との質問でしたので、それとは関係がなかったということと、民間の取り組みにオブザーバーとして参加していたというもので、札幌が特に主体的に動いたものではないため、移管対象とはしておりません。

次に、スイーツ王国さっぽろ推進協議会です。

これも、設立経緯とかがわかる簿冊ではなくて、その年度の書類がつづられていたということで、移管対象とはしておりません。

先ほど、バイオクラスターなんかもそうでしたが、札幌市が主導していない事業の簿冊をどこまでとるかというのは悩みどころです。もし、移管するとなると、少しでもお金を出しているだけのものを全てとることになりますので、主導性に重きを置いています。

最後に、ジュニア・ウィークエンドセミナーの簿冊ですが、質問にもありましたとおり、始まったのは2002年度からです。2009年度に終わっていますが、2008年度はその年度に関する簿冊ということです。また、事業の概要については、私も確認しましたが、教育委員会の事業概要に出ておりましたので、移管対象とはしないという判断をしました。

これが郡司委員の指摘に関するものです。

○大濱会長 かなり丁寧な説明を受けましたが、郡司委員から何かありませんか。

○郡司委員 いろいろとありがとうございます。

まず、年末に廃棄の目録をいただいて、年明けに見ました。メールの添付という形でこれを出したときに、資料4-1の回答というところはもちろんないですが、ページ、ナンバー、保管単位から確認・提案事項というところまでを評価して出しています。それで、その上に質問として取り上げる文書の抽出基準を三つ書いておきましたが、これが完全に無視されて、外されています。

移管するかしないか、私の目で見てどうですかというのを選び出すときに、目録だけでどうやって見るんだと思いました。実際に他の自治体で取捨選択の作業をしたことがありますので、現物を見られないというのはわかりますが、最初の年などはかなり試行錯誤してやりました。

結果、こちらのホームページを見ると、現在、こちらに移管されている資料と、現在、役所に現状として残っているもののナンバーがあるというのを確認し、そういう中から、30年未満のものは移管しないとの判断は、30年保存でカバーできるから移管されないのだろうと私自身が理解すればいいのかなと思いました。例えば、世界食の祭典などは、既に30年保存で移管されているので、29年以下のものは見ないということで作業していますと書いておきました。

3回やった中で、私なりに、目録だけのものから、どういった基準で抽出するかという方法を書いておきましたが、なぜそれが無視されてしまったのかなと思います。

どうして私がしつこく言っているかということ、ほかの委員の方々もすごく悩んで、特に初めての委員は悩んでやられると思いますが、私が3回やった結果、編み出したという言い方は変ですが、そういったものを共有できれば、いろいろな意味でプラスになるのではないかと考えて、今回、抽出基準を出しておきました。なぜ、それを外されたのかというのが1点です。

それから、ここに書いてある以外に、全般的な質問として四つ出しましたが、それはメールで個人的に回答しますという返信が来て、添付されてきました。それも、なぜ個人的なものとして返されたのかというのが私はすごく不満でした。ほかの方々に見ていただけないというのは、どうしてなのかと。

もちろん、その中で、最後の一つは、単に作業がしづらいから短辺つづりから長辺にしてほしいということで、そんなのはどうでもいいですが、例えば、随時廃棄の文書が移管

になっているところにあると気づきました。ただ、ここの委員会で審議されるのは10年以上ということですから、そこが渡される資料の対象とならないのはわかります。

ただ、私も、随時廃棄の文書に気づくのに時間がかかりました。もちろん、ほかの委員の方々は早々に気づかれていると思います。私みたいに、時間がかかってそういった存在を知る方はいらっしゃらないのかもしれませんが、そういう存在もあるのだというのを皆さんの前で確認させてもらいたいというのがあって出しました。それなのに、なぜ個人的にしか回答が得られなかったということを教えていただきたいです。

それから、もっと細かい話で申しわけありませんが、札幌市のホームページで公文書を検索すると、元号で表記されていて、今の館長の説明も、ほぼ元号でされていますが、いただくほうは西暦です。私は、確認するのがものすごく大変でした。

それがなぜ一致できないのかというのも回答をいただいております。これだって、私だけではなく、他の方が知っていてもいいのではないかと思います。それも個人的に返していただいただけでした。この会議にそぐわないと思われての判断なのかどうはわかりませんが、そういったことがあったというのが1点です。

それで、個々に説明いただいた中で、1個ずつやっていくと時間がかかりますので、一般的なことを言わせていただきます。

最後のほうでも強調されていたことですが、例えば、国や道の事業だから要りませんということでした。説明を一個一個聞いていると、確かに、出資率や補助金だけの話であれば、それで廃棄なんだと私自身は納得できます。ただ、一概に、国の事業だから、道の事業だからとざっと切られていると不安に感じたので、ここで一度言わせていただきたいと思います。

例えば、国あるいは道側に同じ文書が残っているので切るならば、で札幌市は何が関係しているのとなってしまうと思うので、そこに札幌市がどう関わって、結局、補助金だけだからこれは要りませんというのならいいけれども、もし、入っているながら、ざっと見て、国の事業だから、道の事業だからということで落とされていっているのかなと不安に感じました。

それから、例えば、最初のページで、ページ数3から10のセンター保管の市政等資料109点について、私もざっくりと大ざっぱに出して大丈夫ですかと言いましたが、他の機関で所蔵すべきと考えていると書いていただいて、それはわかります。わかりますが、今、大学の図書館でもものすごく廃棄しています。国立大学の場合は、合併も含めて、ダブっているものはどんどん捨てて、スペースの確保をと言っていて、実際にそれをやっている担当者の苦勞を考えれば、それも仕方ないのもわかりますが、他の機関で所蔵すべきと。すべきというのは希望であって、みんな、あなたのところが所蔵していると思っていて、最後にあけてみたら、どこも所蔵していませんでしたという話にならないのかなという不安を感じています。

では、廃棄するときに、どこで所蔵しているか全部確認しろというのも無理な話だと思

いますが、多少なりとも、そういった不安を頭のどこかに残しながら、決めるときに考えていただけたらなという一つの希望として指摘させていただきました。

それから、例えば、設立時のものではないという説明が今回も幾つかありました。6ページ目の最後のスイーツ王国ですが、これは、設立の経緯がわかる簿冊ではないため、とらないということでした。私が見た範囲では30年文書に見当たりませんでした。設立のときの文書はどうなってしまったの、もう捨ててしまったのかということですが、

捨ててしまったならば、もう戻ってはきませんが、もしそうだったら、何でそのときに捨てたのかということのを再検討しないと、今後そういうことがまた起きて、気づかなかったけれども、捨てていましたというのが今後起こることがないのかなというのが懸案される場所だと思います。

もう一つは、全部とっていただけきりがないというのわかりますが、全部とるか、とらないかという二者択一でしかないのかということのもすごく心配しているところです。そんなことを言い出したら仕事量が増えるというのはわかりますが、審議会の委員としては、委員としての責任というか、現在及び未来の札幌市民に対して、私は委員としてちゃんとやわなくていいのだろうかというのは、この3年間、毎回悩み続けています。

私は、最初の年の1回目に、すごく粘りました。5冊ぐらい出て、再検討ということで、違う日に会長と私と公文書館の担当の方と再度見て、これを残すと、今後、前例として、ずっと残さなければならぬ、そうすると、保管スペースの問題もあるみたいなことを言われてしまいました。そのときは残してもらいましたが、そこまで言われると、それ以上は何も言えなかったということがあります。

保管スペースの懸念というのわからないでもないけれども、こちらは、全国的に見ればものすごくスペースがあいています。それなのに、最初からそんなことで廃棄してしまっているのかなとそのときも思いましたが、今も、あのときはどうだったんだろうと、3年たっても、いまだにしつこく思っています。

物理的なことを言えばきりがないというのはわかりますが、捨ててしまったら二度と出てこないわけです。そういう意味で、スペースの問題は二の次にしてもらいたいと思うし、これをとったら全部とらなければならないという発想ではなくて、これをとったら、今後、とらなければいけない中で、先ほどの館長の説明で、今までとって見たけれども、やっぱり、それは必要なことから要らないということで、今後はとっておきませんという経験を積んでやってみたほうがいいのではないかという気がするものが幾つかあります。

試験的にでも、悩むならとっておいて、今後、ずっととる、とらないの基準の一つになるというのではなくて、やってみて、もう要らないのだったら捨てましょうといった試行錯誤もやっていただければというのが私の委員としての希望です。

今後とも、そういう点に考慮してやっていただければと思っております。

○大濱会長 今のことについて、館長からお願いします。

○事務局（高井公文書館長） 委員の抽出基準と手法についての回答がないということで

したが、3点ほど基準手法が挙げられていて、これに特にお答えしなかったのは、委員の指摘のとおりだということで、特にお答えの必要がないと思い、特に答えませんでした。ご指摘の内容を説明しながら回答しますが、

1点目は、今回、移管指定されている文書と廃棄文書に分かれている場合は、検討した上で決定したとみなして、廃棄のリストには載せなかったというご指摘で、例として食の祭典を挙げています。

これは、まさにそのとおりでして、次の山本委員の意見のところにも食の祭典が出てきますので、そのときに改めて説明しますが、まさに、同種の簿冊でも、中身を吟味して移管、廃棄に分けました。これは、基準のとおり、こうだろうというのはそのとおりです。

2点目として、30年保存ではない簿冊については、30年保存に同種のものがある場合は、そちらが移管される可能性が高いということで、今回取り上げるものから対象外にしたというのも、まさにそのとおりです。実際に、当館もそういう見方をします。10年物で出てきた場合に、同じタイトルや同じ事業であって、30年物がある場合はそちらをとろう、移管してもらおうということで、今回は10年目をとらないというのは、まさにこのとおりにやっています。

それから、三つ目に、新規事業で既に公文書館に移管しているものを除き、30年保存に同事業の文書がないものを抽出するよう心がけたというのも、新規とか、最初の簿冊かどうかというのは、こちらとしては注意して見ているところです。

今までの経験からいくと、始まってから数年後の簿冊というのは、淡々とその年度の事業を進めている簿冊がほとんどだということから、新規以外はとらないとしています。

では、新規の設立のきっかけの簿冊がないのかということ、はっきり言って、ない場合があるというか、結構多いかもしれません。

私は、職員研修で強調して言っているのは、どういう簿冊を作るかという説明をするときに、始まりの簿冊、終わるときの経過を説明した簿冊、失敗したときの簿冊を作れと言うようにしています。それを言わなければならないということは、私も長年見てきて、何となく始めてしまっている事業とか、何となく終わっている事業の簿冊が割と多いと感じています。

今回もご指摘があったものについて、私も同じように目録でないかどうかを調べていて、あればそちらをとりますが、やっぱりありません。去年の廃棄リストを見てもなかったというのがあるので、作られていない可能性があると思います。

それから、国や道の事業を全部とらないか、移管対象としないかということ、先ほど言いましたように、関与度合というか、札幌がどれぐらいかわっているかによって判断します。実は、その典型的な例が「世界・食の祭典」ですが、必ずしも全部とらないわけではなくて、この程度の財政的な援助ぐらいだったらということで、今回載せてあるものはとらないという判断をしたものです。

それから、刊行物の関係ですが、リストに上がってきているのでは、センター保管とい

うのは、公文書登録ではありますが、中は全部が刊行物です。

今回の109件の内訳を見ましたら、統計関係が多かったです。これも、市政に関係するだろうということで、あるとき、センターで確かに持っていたものだと思いますが、当館は公文書館なので、一つは、現に使っていた公文書は確実にとりたいと思います。刊行物については、市が直接出したものと、ここに来たときに参考になるものは、公文書ではなくて行政資料としてとるという判断をしています。

今回出てきた109件については、例えば北海道新聞の縮刷版はあっていいのではないかと考えて見たら、実は既にあったということです。必ずしも全てではありませんが、札幌市の行政を中心にして刊行物をそろえたいというのがあります。

それから、図書館の図書が整理されているというのは、私はそこまでの事情を知りませんでした。最終的には国会図書館に必ずあるだろうということはあると思いますが、今、図書館の中で、取り寄せなど融通しています。そういう制度が発達してきたので、その中で重複する部分が処分されているのではないかと考えております。

公文書館はそこに連なるかという、図書館とは違う性質の施設だろうと私は思っていますので、今回、こういう判断をしたということです。

冒頭の質問の答えは、後半の食の祭典にあわせてお話ししたいと思います。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 郡司委員からメールで質問をいただいたときに、それぞれの簿冊に関するご質問のほかにも、形式とか元号の表記について幾つか受けました。こちらについては、本当に申しわけありませんが、委員のご意向を確認しないで、私どもで、事務的な内容と解釈させていただいて、個別にご回答をさせていただいておりました。

どのようなご質問があって、どのように回答したかというのは、後日、メール等でお送りするような形をとろうかと思いますが、よろしいですか。

○郡司委員 今のことについて、私もこの会議の趣旨がわからないところがありますが、この会議で資料が出て、話し合いがされれば、ほぼそのままホームページに出るわけではないですか。そういう意味では、市民とも共有できます。

そういう意味で、例えば、随時廃棄の文書を強調したかったというのはあります。わかっていましたよ。この会議では、10年以上ではないとやらないというのは、一生懸命調べて確認しております。

ただ、実際には、移管される中に随時廃棄というのが出てきます。そういった中で、公文書館目録を市民が見たときに、あれ、何これ、何も検討されなくて、どうなってしまうのということにならないよう、会議で資料を出し、話し合いをすれば、市民の多くの人が確認できるという状態をやってほしかったというのが本音です。

その辺は、ほかの方はどう思うかわかりませんが、私がここで質問を出したというのは、そういうことも含まれていたということです。

○事務局（長尾文書事務担当係長） ほかにいろいろなご質問をいただいておりますが、メールという形になって大変恐縮ですが、共有させていただきたいと思いますので、

よろしく願いいたします。

○大濱会長 刊行物というのは、いつも公文書館で問題になりますが、刊行物は、組織の行政資料以外は入れないというのが公文書館のあり方です。

もう一つ出たのは、万一の場合をおもんぱかってとって、後で見て、必要ではないときに廃棄という2次選別ですよ。ここは、2次選別をとっていないため、2次選抜はやりません。

なぜこれがだめだったかがわかるとすれば、議事録でわかるということになるわけだから、今日出た質問を情報として載せるとい形にしてください。

○郡司委員 質問をメールでお返すということについて、双方に違った意図があったと思います。私が抽出基準を書いたのは、これに対して回答してくださいという意味ではなかったということです。先ほど何度も言いましたが、ごもっともですというご指摘を受けて、私もそれでやり方がよかったのかと安心したところです。

そういう意味では、そんなことを見なくてもわかっていると思われる委員が多いのかもしれませんが、ここで文書を出すことによって、この委員会だけではなく、市民も含めて、こういった形で選別していますというのが少しでもわかるようになればいいということも含めてここに書かせてもらったということです。

それから、先ほどの館長の説明の最後のところですが、何となく始まって何となく終わっているというのは、説明していただいて、よくわかりました。私は、何でないんだろう、捨ててしまったのかと思いましたが、実態としてそういうことがあると確認できてよかったと思います。もう一つ、現場のほうで、そうではなくて、最初から文書を作るというものの一環として会議でそういうのが出たと公表されれば、一つの役割になると思っていました。

最後に、国、道の事業だからというのを選択するとき、関わり度を確認されているということでした。その場合は、現物を取り寄せて見られますか。

○事務局（高井公文書館長） そうですね。国とかでやっている場合、ホームページにいろいろな情報が出ている場合も結構多いです。今回もそうですが、それを見て、そこに札幌市の関与がほとんどない場合が多いです。また、札幌市側の資料を見ると、事務局が経費を出してただけだというのがわかる場合があります。

○郡司委員 わかりました。

では、今後、私も、見るときは、事業ごとのホームページを見て、確認の材料の一つとしたいと思います。

もう一つ、国や道の事業はありますが、逆に、小規模の組織とか、個人の事業主と市がかかわるようなものはありますか。

○事務局（高井公文書館長） あまりないと思います。小規模であっても、補助金や助成という形で関与する場合と、業務委託というものかと思えます。ある個人や、ある小さな団体だけと何かをするというのは、行政の公平性から考えると、相当な理由がなければ難

しいと思います。例えば、助成金や補助金の要綱が初めにあって、そこに該当すると支援できる場合が多いかと思います。

○郡司委員 なぜそれを聞いたかという、国や道の事業でしたら、国、道が行政文書を作っていくので、そちらにしっかりと文書が残ると思いますが、小規模なところとの絡みだと、幾ら出資金、寄附金だけの関わりといっても、そちらに文書が残らないとなると、出資金程度の関わりといっても、残さないと、そういった事業がなくなってしまうのかなというのも国のものとかを見ながら思っていたので、その辺はどうなのかが確認しなかったということです。

○大濱会長 その問題は、NPOなりに金を出していますね。そのNPOにやった事業主体には何も残らない可能性があるけれども、札幌市がどの程度、関わったかという問題にも関わると思います。その辺で言えば、どのNPOに何をやるからお金を出したという記録は残るわけだから、それは残すわけでしょう。その形で残していくのですよね。

○事務局（高井公文書館長） そうしていかなければいけないし、本来的には、主体になったほうが記録を残すべきだと思います。

○大濱会長 確かにそうだけれども、例えば、長野にしても、オリンピック関係のものが残らないのは、事業母体のほうに金だけを出して、その事業母体が解散してしまったらデータがなくなってしまったというのが長野オリンピックの会計簿の問題です。今度の東京オリンピックも、その可能性はいっぱいあります。

だから、そういう点でいえば、出した親組織のほうが、事業としての大きさなどを頭に入れながら、残すという発想をとっていくことが公文書館が実態を持つためには要と思います。

もう一つ、何となく始まって何となく終わったというのは、日本の政治は根回し文化だから、根回しの中で何となくやろうかと言ってやり出して、予算を取ったとかやっているうちに、大きくなってきたから記録は残っていく、何となく終わってしまった、それが、今、国で起こっている公文書管理の問題です。

あれは、この学校にいいから土地をやろうという話になってきて、やっているうちに、理由をつけなければならないから、後追いで記録を作っていく、出せと言われたからやっただけの話です。その辺で、文書管理に基づく文書行政によって日本の行政が動いているというのは名目であって、実態は、人との関係とお偉いさんとの関係の根回しというのがものすごくあるのではないですか。それを直していくのはこれから長い時間がかかるけれども、研修でやっていくのと、ここにおける記録はこうですよという話をやっていくより、ほかはないのでしょうか。

ただ、確かに大変です。要するに、公文書の何を残すかというのが一番難しく、わからないのです。わからないから、みんな古文書に頭が向いてしまっていて、残っているものに価値があるという発想になっています。それは、これから議事をしていく中で詰めていけば、札幌市の重要公文書という概念が実態を持つだろうからいいと思います。

山本委員が出したもののの中に食の祭典の問題があるので、それを含めて説明してください。

○事務局（高井公文書館長） それでは、資料4-2について説明します。

どうして移管対象としなかったかという答え方になろうかと思います。

まず、食の祭典については、最後に再度まとめて説明しますが、一旦説明させていただきます。

廃棄とし、公文書としてはとらない、移管しないけれども、行政資料という形で残すものがあります。それは、4番目の経過記録（P-1）と（P-2）ですが、中をあけてみると、パンフレットやポスター類でした。もしかしたら印刷物のPかと思いましたが、そういうものは行政資料としてとります。

それから、その下の計画書、報告書も、あけてみると、冊子だったり、その写しだったりして、一旦公開されているものなので行政資料として保存します。

そのほかは、経過記録（組織）は軽易だという判断です。

また、関連イベントも、本体にはそれほど影響がないということです。

それから、経過情報（1）というのは、中身は新聞の切り抜きでしたので、行政資料として保存したいということです。

それから、これは後で説明しますが、担当者が持っている手持ち資料だったようなものです。

1ページ目の最後の手稲駅改築関係原稿つづりは、会議資料の原稿だけだったということで、別にある簿冊をとる予定として、今回はとらないこととなります。

2ページ目ですが、篠路拓北駅前広場基本計画設定報告書は、このとおりの簿冊がもう既に行政資料としてありました。

それから、札幌ニュータウンあいの里計画概説というのは、これも行政資料としてありました。

ちなみに、札幌ニュータウンあいの里というのは、札幌市としては篠路拓北土地区画整理事業で、施工者が公団です。今のURですが、その公団が行った事業で、その名称が札幌ニュータウンあいの里という事業です。

篠路拓北の土地区画事業の関係書類というのは、別に30年つづりでまだ移管されないぐらいの年数でありますので、恐らく、そちらが移管対象になると思います。

それから、国鉄については、先ほどとほぼ同じです。交通計画課が持っている文書で、協議の相手方の状況を調べていたような書類でした。

それから、次の森林公園の関係つづりから星置までがそうですが、事務レベルの資料であったということで、移管対象とはしておりません。

最後も星置関係です。

これも難しいところではありますが、事業全体というより、一部アンケートについての簿冊だったので、今回はとらなかったということです。

それから、3 ページ目の冒頭ですが、その下の発寒駅に関する資料は、先ほどと同じように、事務レベルの協議資料であったということです。

4 5 番は、同じ発寒駅の通路に関する構造計算書というのが出てきて、普通は事業主体が持っているものではありませんが、通路だけでもありますので、今回はとらなかったということです。

次に、教習所所史については、タイトルでどうかなと思いましたが、実態は教習や授業についてまとめたもので、タイトルほどのものではないということを確認しました。

次に、これも教習所ですが、規程・通達関係も、写しがあっただけです。

次に、国際園芸博覧会構想は、5 冊は移管しないということですが、2 0 0 7 年度の(1) だけ移管対象のリストに載っています。これはなぜかということ、国際園芸博覧会構想というのは、平成1 6 年に、商工会議所の提案でやったらいいかどうかと出た話のようです。その後、議会で、ほぼ毎定例会ごとに自民党が質問して、やるか、やらないかという判断をしているうちに、平成1 9 年になって、どうやら簿冊はこのときに初めてできて、その前の簿冊がなかったようです。最初にできた簿冊はその辺の経過が入っているので、移管対象にしました。

それ以降は、札幌市としては、研究委託を札幌市立大学に行ったり、最終的には市民アンケートをとって、その結果、札幌市はやらないという判断をしたもので、その辺の文書が5 冊の中にありました。今、私が話したことは、今も札幌市のホームページに国際園芸博覧会構想ということでリンクとともに出ていましたので、そちらの研究報告書やアンケートの結果は行政資料として残っていればいいということで、今回は移管対象としておりません。

次に、4 ページ目のリサーチ&ビジネスパーク構想ですが、先ほど出た北大を中心とする研究開発と似ていて、実際は北大を中心とする産学連携の事業らしいですけれども、札幌市は応分の負担をしていただけということでしたので、今回はとりませんでした。

ちなみに、今もやっている中核機関でホームページが立ち上がっています。

次に、道州制特区に関する簿冊です。

これは、先ほどの郡司委員の指摘にもあったように、3 0 年保存が別にありますので、そちらをとる予定で今回は移管対象から外したということです。3 0 年保存が7 件ほどあります。

それから、下二つのスポーツ課の行事関係の簿冊ですが、これは四つあって、その年々の簿冊でしたので、とらないということにしました。原課に確認しましたが、毎年やっている所以要らないということでした。

次に、新まちづくり計画ということです。

これは、主務課かどうかというのが私たちの一つの大きな判断基準になっています。新まちづくり計画というのは、企画部政策調整課あたりが調整するところの簿冊で、そこに全庁の分があるはずなので、みどりの推進課だけがあるというのは、恐らく個別の事業の

分だけだろうということで、こういう場合は大体とらないです。

次に、創世1. 1. 1区(さんく)も同じ保管単位にある30年保存簿冊です。今回は都心まちづくり課ですが、そこだけで12冊ありますし、他課も含めると26冊の30年保存の簿冊があります。それをとる、移管対象とするということで、今回は外しております。

それから、6ページの下から三つ目の北2条西4丁目計画は、1冊ですが、30年保存の簿冊がありますので、そちらを優先したということです。

スイーツ王国については、先ほどと同じになっています。

最後に、食の祭典の簿冊の今回の経過ですが、まず、世界食の祭典というのは、ご存じのとおり、主導したのは北海道です。札幌市はちょっと遅れて参加することになりますが、相当な赤字を出して失敗した博覧会として有名になってしまいました。その関係の簿冊が保存期間満了を迎えました。

登録上は全部で21冊ありましたが、移管が11冊、廃棄10冊としています。廃棄の10冊については、資料4-2に出ているものです。それから、資料2の6ページに移管したものが出ています。

これを対比するとわかりやすいですが、同じようなタイトルで、片方は移管して、片方は移管していないというのがあります。その理由は何かということ、一つは、タイトルだけでは全然中身がわからないということがあります。

今回、政策調整課了承のもと、中の簿冊を確認したところ、実際は約121冊に分かれています。中には、1冊と言えるほどの単位ではないものもありますので約とつけていますが、それらをざっと見て判断しました。

タイトルのつけ方として、例えば「経過記録」と書いてあって、大体はこの保存箱に入っています。これが札幌市の実際の保存箱です。例えば、ここに経過記録Aと一つしか書いていなくても、持った瞬間にずっしりすると、タイトル以外のものが入っているだろうと大体は推測します。もしくは、それが補足資料なのか、全体を指して言っているかというのがわからないのがそれぞれありますが、中身を全部見たところ、登録簿冊単位で、1冊、一部でも移管したほうがいいというものは、今回、移管リストのほうに載せています。その中で、移管すべきものが一冊もないと判断したものを廃棄に挙げています。

「経過記録」という名前の簿冊が一番多く、A、B、C、Pがついていますが、はっきり言って、よくわかりませんでした。しいて言えばPが印刷物という程度で、担当者なのかどうかというものははっきりしないのと、クリアブックファイルという資料が入れられるファイルで対応してしまっていて、これが大量に出てくる場合があります。その中に、原稿の素案なのか資料なのかわからないという状態で入っているのが多かったです。

これは、正直なところ、個人の手持ちではないかという印象の文書でしたが、そういうのは基本的には移管していません。そういうタイトルの中にいろいろな決裁文書が入っていたりして、これは移管すべきと判断したものは、登録簿冊単位で移管しています。一

言では言い出せないぐらい、さまざまな資料が入っていました。

参考でいいますと、廃棄は先ほどのリストのとおりですが、経過記録のA-1から4、経過記録のBから4というのは、49冊ありました。その中には、決裁文書の会議配付資料、役職者のメモ資料とわざわざ書いてあるのもありまして、こういうのは移管対象としています。

そのほか、ナンバー101から103は、簿冊名称のとおりです。

それから、104の経過記録（支援）というのは、出捐金、補助金等の簿冊が実際は4冊あって、全て移管としています。

経過記録の（道議会）は、道議会の議事録の抜粋だけで8冊ありました。これは全部移管する予定です。

経過情報（2）は、先ほど（1）が新聞の切り抜きだと言いましたが、もう1箱ありまして、新聞切り抜き自体は行政資料にしますが、その中に市議会に対応した一つの簿冊がありましたので、これは公文書として移管するとしています。

結果として、121のうち、ざっと計算すると70ぐらいがこちらに来ることになると思いますが、中を見たら多少変わるかもしれません。

食の祭典は、もう30年前ですが、当時相当社会の注目を集めて、特に道庁がいろいろ言われたので、札幌市としても関心を持っていた節があります。それで、札幌市が主導ではないけれども、これぐらいの簿冊をとる判断をしたということです。

○大濱会長 山本委員、何かありますか。

○山本委員 今回初めて廃棄文書の検討をしましたが、まず、1点、戸惑ったことがあります。

保存する基準はガイドライン等に出されていますが、廃棄する判断をした基準なり検討した方針がなくてリストだけが来るというのは、リストを見る側からしても悩ましいところだったというのが感想です。

もう一つは、先ほどの郡司委員に対する説明でもありましたように、設置されたときのものはとっている、それ以降はとらないという方針のようですが、設置だけがわかっても、その後の経過がわからないと、利用者の立場からすると、魅力のない文書しかない公文書館になるのではないかという危惧があります。経過がわからないものは、歴史資料としては使えないと思います。

もう一つは、負担金の大きさでとる文書ととらない文書に分けていらっしゃるようですが、少なくとも札幌市が負担したのものについては、それが妥当だったのかどうか、後ほど歴史的な評価をするときに資料が何も残らないのではないかというのを危惧しました。

それから、廃棄文書の中にアスベストという用語がありました。アスベストに関しては、札幌市のほうでは、札幌市民から、札幌市が所管する建物のアスベストを含んだ工事に対し、何か請求なり質問があったときにきちんと説明できるような文書なり資料を残しているのか、残しているのであれば、廃棄のところにあるものは捨ててもいいものだというこ

とで、今回はメールでは連絡しませんでした。アスベストは実際に大丈夫ですか。

○事務局（高井公文書館長） そういう判断をしました。中で選んだときに、これはなくても大丈夫かという判断をした記憶があります。

○大濱会長 以上のことについて、いかがですか。

○事務局（高井公文書館長） まず、廃棄の基準がないというのは、確かにご指摘のとおりだと思いますが、廃棄リストを初めて作ったときに私は逆の立場で担当していて、最初の審議会では移管リストを出しませんでした。それは、当時の条例、規則から考えて、廃棄していいかどうか、第三者の目を通すというのがあったので、字面のとおりにつまみ、初めは廃棄リストしか出しませんでした。その趣旨は、純粹に、このリストを見て、廃棄されて困るものはありませんかという意味合いで上げたと思います。移管基準をどこの公文書館でも持っているので、それはこの審議会でも議論してもらって作りましたが、廃棄基準はそれに該当しないからとしか今のところは言えません。

それから、先ほどの郡司委員への説明にもありましたが、見方がありまして、30年保存がある場合は10年をとらないとか、新規の事業はとるけれども、通年で流しているのはとらないということです。

また、新規以外の事業で大丈夫かという話です。

事業概要を全庁的に作るようになっていて、当館も作っていますが、大体は、毎年、こういう事業に対して、こういう実績があったというのは報告されています。それは、冊子やホームページに公開されているものが多いですが、そこにあるだろうという前提で経過の分をとらないということはあります。

実際に今回も指摘されたものを見ると、かなりの部分で事業概要的に刊行物の中に実績とかが出ていたように思いますので、そういう趣旨の書類はあると判断しています。

それから、先ほど出た郡司委員の質問にもかかわりますが、私も、指摘されると、すぐ調べます。その調べ方は、目録で同じようなものがあるかないか、行政資料であるかないかを見ます。

もう一つは、札幌市のホームページに出ているかどうかというのを基準にしています。何パーセント以下の補助金だととるとかをとらないというのはありませんが、札幌市が出していると、大体ホームページに出るだろうという推測があったり、事業として札幌市が前面に出しているのはとります。それに載ってこないのはとらないという傾向があると思います。

○大濱会長 要するに、廃棄基準というのはつくらないのです。作ると、それにのっつて、片っ端から捨てていくのです。だから、ある意味でいうと、残す基準をもとにして、経験値でやっていくよりほかないということです。

そして、アーカイブス学とか言っている連中は選別基準とか何かと言うけれども、寝言みたいなわけです。要するに、何を残すかというときに、こういうものを全部残すというより、それに関わる内的なものを残していくということです。

要するに、両方を出してもらおうようにしたのは、ここが最終的に責任を持つのであれば、委員それぞれの意見が出てきたときに、残す残さないのを最終的に議論で決めていけば、そこである種の基準が出てくるだろうということです。恐らく、これをやっているのは、札幌市と福岡共同公文書館が今年からやり出したぐらいです。

そのためにもう一つ重要なのは、食の祭典の問題でものすごく大変だったのは、食の祭典自体にかかわった職員がいないということです。その当時の人がないということは、判断基準がものすごく客観的であるようでいて、見えないのです。そうした意味で言えば、公文書館にいるのは、リタイヤした何人かがここにいて、その人たちの経験値を踏まえて、中にいる連中が育っていくよりほかはないのが現状だろうと思います。

ただ、そこで問題なのは、国の意向で選別してしまう可能性があるわけです。そういう点でいうと、中にいる人たちとどれだけ対論していく上で決めていくかというのが日本の公文書館における選別をきちんとしていく上で要するだろうと思います。だから、今日出てきた問題は、そういう点でいえばいい話だったと思います。

もう一つ言うと、食の祭典というのは、選別して残したほうがいいのか、大きな事業帯をまとめて残したほうがいいのかというのが出てくると思います。なぜそれにこだわっているかという、昔、北海道に来たときに、堂垣内さんの回顧録を読んでいたら、俺は道政を黒字にしているのに赤字にしたやつの検証が全然ないと書いてあって、そうだと思う、道庁に、食の祭典と当時の横路知事時代のものがあると言われて見せてもらった何もありません。あるのは、横路が兼業した事例だけでした。食の祭典があるのと言うと、わからないということでした。

そして、あの当時、道庁というのは、現用や非現用になったものについて、ほとんど興味を持っていない連中ばかりという状況でした。だから、赤字の検証ができないまま、いまだに我らは赤字を負担させられているのはえらい迷惑だという話をして帰ってきました。そういう意味でいえば、食の祭典がこれだけ残っているのは意味があって、道が残すか残さないかを見ているのはおもしろいと思います。

これからオリンピックをやるというから、オリンピックの記録もちゃんと残してほしいし、今からきちんとその辺を担当者に言ってほしいと思います。

食の祭典は、こういう残し方で大丈夫ですね。

○事務局（高井公文書館長） 食の祭典については、主体は道なので、道にはもっと資料があるのかもしれませんが、札幌市としては、検証できるだけの資料を移管指定したと思っております。

○大濱会長 副会長、何かご意見はございますか。

○下田副会長 私も、幾つか気になりながら、これだけの量のものをお調べいただいたのはすごいと思います。

先ほど出てきた中で言うと、あるべきところにあるはずだろうとかという形での判断というのはまずいのではないかなと思うので、「べき」とか「はず」で判定して、実はこれ

を廃棄にしますというのは、回答としては望ましくないのではないかという感じがしました。

例えば、道や国が持っているはずだけれども、持っていないかもしれない、あるいは処分してしまうかもしれないというのがありますよね。建築の関係の申請書類なんかでも、実は、まちの中で、公共施設以外のもの、例えば、私が関わっているところでは、函館で、ある建物の建築申請資料を見て、図面を捜そうと思ったら、保存期間が過ぎているのではない、自分の手元にもない、そうすると、それについての資料はそこでなくなってしまっているわけですね。そういうこともあり得るので、そこは考えてほしいと思います。

それから、先ほどの郡司委員のお話を聞いていて、本当にそうだなと思いました。今回の場合はメールでの共有でもいいですが、廃棄や保存に関しては、どういう基準で廃棄されるのかという物差しがあるけれども、廃棄の物差しがはっきりあるわけではないという中で決めてきているので、ここの中で共有して、これについてはこういう基準で判断したというプロセスを記録として残して共有するということは、これからの公文書館のありようの中では大事で、むしろ蓄積になるのではないかと思います。

それから、公立図書館との連携のことで感じていることがあります。基本的に公立図書館というのは行政資料を保存する場所です。ですから、こちらの対象とならない行政資料については、むしろ連携して、札幌市の行政資料を市立図書館がきちんと保存するとか、縦割りではなく、公文書館からも連携をとることができれば、あっちにあるはずだではなくて、これはあっちにありますときちんとすみ分けができると思います。

そう考えていくと、こちらで行政資料として保存していく中では、直接的に公文書館ではないものについては札幌市の中央図書館が保存するというでいいと思いますが、そういう形のすみ分けができると思いました。

回答を聞いているだけでは、どうしてもそのあたりの向こう側がよく見えませんでした。恐らく、館長がちゃんと調べた上でお答えになっていると思いますが、「はず」とか「べき」というのは、回答としてはふさわしくないと感じました。

○小幡委員 公文書館長に質問させていただきたいと思います。

先ほどの郡司委員からの質問の回答の中で、事業設立に関しては、設立に関する文書、終わりの文書、失敗した場合の検証の文書を作るようにと研修の中でお話しされていると伺いましたが、実際の行政実務として、そういった文書を作るときに、どういった内容を盛り込むことを想定してお話しされているのか、お伺いします。

○事務局（高井公文書館長） 始まりの文書というのは、別なところで出てくる可能性があります。例えば、事業を始めると同時に条例、規則を作るとなると、そこに出てくる場合があります。ところが、一番残りにくいのは失敗の記録だと思います。早く終わっても、何事もないようにしたいという人間の心理があるし、終わりも、条例、規則などで打ち切ったり廃止という場合もあります。これは、実際に研修をやったときに聞いた話ですが、終わりの記録がなくて困っているという話が受講者からアンケートで来たりすると、やれ

やれという感じで終わってしまって、流されるのだと思います。

これは、私が役所に入ってから経験でもそうですし、大変なことがあった場合に、良いことは残そうとしますが、悪いことは早く次に行くという傾向があると思います。そういう私の経験もありますし、ここに来てみて、移管選別とかをやるとやっぱりないので、これからは頼みますということを去年から研修で言うようにしております。

○小幡委員 質問内容をもう少し絞りますと、先ほど郡司委員からあったスイーツ王国のようなものは、条例規則に根拠を見出すことが難しい事業であると思いますが、協議会設立の経緯に関する文書というのは、行政実務としてどういうことを盛り込んだ文書を作成することになるのでしょうか。

○事務局（高井公文書館長） 実際にどうだったかわかりませんが、一つ確実なのは、経費を支出する場合は、公的資金をどうしてこういう団体に出すかという根拠が必ず必要になるので、それは割と残ると思います。では、その前に、どうしてこういう団体を作るか、どうして札幌市の地場育成のために必要かとなると、書類より前の交渉のような段階の記録というのは、事務方に来るまでの間に何となく固まってしまっていて、お金を出してというところがスタートになる場合があると思います。それは、私の行政的な経験です。

先ほども会長がちょっとおっしゃいましたが、根回しというのが比重を占めていると思いますので、そういう意味で残りにくいと思いますが、そういうのはわかりつつ、これからはそういうのを残してくださいと職員に言っています。

○大濱会長 会社もそうだし、どの組織も、こういうのをやりたいからと文書を出して始めるのではなくて、社長の了解を得たとか何かという話で、これぐらいの予算をつけてもらうからという文書がまずは出てくる社会なのですよ。だから、日本は文書行政主義が明治以来と言うけれども、あんなのは形だけで、実態のあうんの呼吸でやっていたというのがいまだに続いているところですよ。

ただ、職員研修で今のような形のことを言っていたくことによって少しずつ変わるだろうし、そのときに、なぜこうなったかというのを書いてくれるようになれば、もうちょっと答弁性が高まるということではないかと思います。

僕が聞きたいのは、例えば国鉄再建法関係つづりというのは、いいのですね。

○事務局（高井公文書館長） これは、先ほども言いましたけれども、ほとんどが新聞、雑誌のコピーでした。

○大濱会長 それから、不祥事に関する記録があります。例えば教育委員会の懲戒免職とかがあるけれども、そういうのは残したほうが良いと思います。特に、教育委員会関係というのは、時代によって懲戒が違ってくるころがあるから、その辺はどう考えたのか。

○事務局（高井公文書館長） 今回、消防のほうで懲戒が出ておりますが、署で決定することはないので、写しか何かだと思えます。本当の処分の本書は本局が持っていると思えます。ただ、正直言って、そういう文書はあまり出てこないで、ずっと延長されていることが多いです。

○大濱会長 普通はそうです。例えば、土木測量部の係争事件関係書類というのはどうですか。

○事務局（高井公文書館長） これは、係争といっても、小さなトラブルを指している場合があります。

○大濱会長 それは大丈夫なのね。

○事務局（高井公文書館長） これに限らず、そういうタイトルの簿冊が出てきたときは、原課に確認して選んでいます。

○大濱会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○大濱会長 それでは、非常に有意義で、これから参考になる意見をいただきましたが、提案されている廃棄処分のもはご了解いただけますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大濱会長 それでは、廃棄資料の問題は承認いただいたということで、次に移りたいと思います。

今日の話は、議事録に載ると、いろいろな意味で廃棄されるのは何かというのがわかっていだろうと思います。

それでは、公文書館の事業計画案について説明をお願いします。

○事務局（高井公文書館長） 資料5です。

公文書館事業計画案ですが、この時期になると予算が固まりまして、去年とほぼ同じでした。したがって、事業計画案と出していますが、実際の中身は、今年とそう大きな変化はありません。

ちなみに、前回の審議会では平成30年度の計画を出していますが、それと見比べていただくと、実態はほぼ変わらないです。

ただ、1ページ目は、実際に行っている事業を年報ベースにわかりやすく具体的にしているというところがあります。

裏面に行きまして、これも、全体としてはそうですが、下線をつけてあるところが今年新たに試みようとしているところです。

まず、新たにガイドブックを作成するということです。

前回、大濱会長より、沖縄県の公文書館のガイドブックを提示いただきましたが、量的にはあれぐらいのものをイメージしています。中身は、今、編集チームを作って検討していますが、沖縄のものを踏襲する中身にはならないと思います。

それから、4番目ですが、これは職員の研修のことです。庁内出前研修というのは、市のある部局の人に来てもらって、行政について、実はこうやっていますというのを職員として聞きたいと考えております。今、月に1回の全体研修を設けていますが、その一環としてやりたいと思っております。

一番最後ですが、職員向け研修で新たに公文書館セミナーを行ったり、新採用職員向け

研修を今年度初めてやりました。370人を6回に分けてここに呼んで、文書管理の話と公文書館の話と館内見学を行いました。

館内見学の際に新採職員がどういう反応をするのか、私は興味がありましたが、アンケートを見ると、おもしろかったという声が多くて、新採でさえという言い方は悪いですが、採用されて半年ぐらいの職員でも見せればわかってくれると思いました。同じぐらいの人数になって大変ですが、これを行うとともに、今回、時期が寒かったので、時間は短かったのですが、もうちょっと工夫して、長くじっくり見せるのを考えるというのが最後です。

○大濱会長 ご質問はございますか。

○下田副会長 先ほど、館長から、これは札幌市のホームページに出ているので、情報としては出ているからいいというお話がありましたが、例えば、札幌市のホームページに載っている情報を公文書館としてアーカイブス化する範囲には入っていないのですか。

○事務局（高井公文書館長） 実は、それは課題だと思っていまして、かつて紙だった冊子類がいつの間にかホームページにしか載っていないということが結構あります。

ちなみに、先ほど中央図書館というお話がありましたが、市で刊行物を作ると、必要部数を幾つか作って、中央図書館と当館に来るようになっていきます。ですから、基本的に刊行物は同じように来ることになっています。

今ご指摘のホームページに入ったというのは、確かに考えなければいけないと思っています。ある時期に、全庁に依頼して、載っているうちはいいですが、やめてしまうときには必ずくださいとか、こちらの手間ですけれども、誰でも出せるのであれば全部を出してしまうとか、そのようにしてそろえていかなければならないかなと思っています。

○事務局（榎本職員） 今のホームページの話ですが、私は何回も検証しています。ただ、正直言って拾いきれません。いつの間にか国や道のホームページとかに行ってしまうし、いつ変更になるかもわかりませんので、見つけたものをどんどんとっていくという余りにも過大な作業は到底無理です。これは、公文書館のオープン以前からずっと意識されていて、みんなでいろいろ考えながらやっているけれども、回答が出ないのが本音です。

多分、各課が自由に作っているという側面がかなりあるので、正直把握できないし、どこまで何をどうとったらいいかも見えないのが現状です。

○下田副会長 それは、紙の文書管理と同じで、デジタル化したウェブ上のデータのつくり方、出し方については、札幌市としても基準が必要になると思います。だから、後追いで追いかけるというよりは、発信する側に対する決め事が必要な気がします。難しいかもしれませんが、最低限の部分についてはちゃんと残るような形で発信するというのは決めなければいけないのではないのでしょうか。

○事務局（高井公文書館長） やっぱりルール化かと思しますので、そこは検討してみたいと思います。

○大濱会長 役所は、電子決裁というものをやり始めています。最も早くやったのは鳥取

県だけれども、鳥取県で電子決裁した電子文書をどうするかという会議に1年間ぐらいかかりました。公文書館は紙の組織ではないのだから、うちにあるフロッピーをみんな持っていけばいいでしょうということになって、そうなり得る可能性は十分にあるわけです。電子決裁などでデジタル化されていけばされていくほど、ものすごく空洞になります。

今、おもしろいと思っているのは、アメリカのアーカイブスは、トランプのツイッターで載せるものはどうするのだろうと思います。紙で何もやっていないのだから、大統領図書館をつくったときに、あれでつぶやいたものをどうするのだろうと思うけれども、逆に言えば、トランプの記録は全く残らないですよ。そういうことになるから、議論していただくのはいいけれども、ものすごく難しいし、膨大な問題になるし、電子決裁ぐらい書き直せる世界はないだろうと思います。

ホームページの問題をどうするかというのは、私はあまり読まないほうだから、その辺は中でいろいろ考えていただきたいと思います。要するに、ホームページに載せれば終わりではないということを行ったほうが良いと思います。ホームページに載せるのなら、重要なものであれば、載せる原案だけでもくださいということぐらいしかやれないと思います。

私から聞きたいのは、ガイドブックを作ることになったのはうれしいですが、あわせて、小・中学生がわかるようなものまで頭に入れて考えていただければと思います。

それから、ここの中で気になったのは、ホームページに写真や地図などを公開し、公文書館の活動や所蔵資料をPRするとあります。写真や地図というのは極めて簡単にやれるけれども、などというのは何ですか。

ここでやってほしいのは、古い歴史の古文書みたいなものを載せるのではなくて、例えば、ここで事務報告を紹介しているけれども、せめて事務報告とか、その後の行政の何かとか、戦後の行政の何かはこういう形でしたという文書を載せて、公文書に関しての関心を見られるようなものにしていただきたいと思います。

なぜそういうことを言うかということ、例えば、戦前に東京市の助役だった前田多門は、東京市助役のときに何をやったかということ、東京市の予算案を公表して意見を求めました。それはどういうことかということ、東京市はあなたたちの問題ですよ、市民自治とか何かではなくて、市民というのはあなたたちですから考えてくださいということをやったけれども、何も反応がありませんでした。要するに、その程度の市民が多いわけです。

そういう意味でいえば、予算案というのは、このときの予算はこれで、予算はこう執行しましたけれども、どう考えますかみたいなことを何年か前のものでいいからやる形にして、そういうことについての関心を持たせていくことが公文書館の意義だと思います。

だから、例えば昭和時代の何かがあれば、写真とか地図は見ればこうかと思うけれども、そういうところに公文書館の存在意義をPRするときに考えてもらえないかなと思います。そうすれば、重要公文書をやった意味が出てくると思います。

○事務局（高井公文書館長） 今、貴重な地図、図面が一つあって、それをやるのに時間

とお金が結構かかります。ただ、国立公文書館でもそういうのをどんどん公開していますので、それも考えたいと思っています。

○大濱会長 それから、災害情報ということについて資料が出ているので、それも含めて説明していただけますか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） それでは、お手元にお配りしている資料の中で、北海道胆振東部地震に関する公文書の適切な取り扱いについてというものをお配りしておりますが、災害ということで、今回、昨年9月6日に発生した地震に関して、市のいろいろな部局で対応しておりまして、これに伴う文書がその後いろいろな作られています。こういった文書は今後も非常に教訓になるため、それがきちんと保存されて、散逸されないことがないようにという通知を出しております。

特別な対応をとった場合は、専用の地震対応簿冊として簿冊につづっていただく、あるいは、通常の業務の中でも地震対応が出てくる場面が想定されます。そういった場合も、その簿冊には、地震に対応したような文書が入っていることを追加していただいて、タイトルを見たら、この簿冊はこのときのものだというのわかるようにして、確実に移管する、あるいは、移管するための俎上に乗せられるように、識別できるような情報を載せるということで全庁に通知しております。

これに基づいてそれぞれの簿冊を作っていただいておりますが、庁内で289冊の簿冊ができています。

○大濱会長 これで重要なのは、阪神・淡路大震災のときは、神戸大学が軸になって、あそこがかなり蓄積していきました。北海道でいえば、北大とかが軸になって、北海道における災害資料を集めるとか集めないというのはやっていくべきです。

例えば、地震学者がしゃべるのではなくて、それが社会的にどういう意味を持ってきて、どういう経験値を生かしていくかというのは北大はやっていないですよ。

○山本委員 はい。

○大濱会長 熊本も、熊大は動きませんでした。結局、アーカイブス側の連中が何をやるかということ、水に浸かった資料の復元は一生懸命やるけれども、そうではありません。残ったものをどうやって記録として残していくかが後に重要なわけだから、ぜひこれは中心になってやってください。

○事務局（高井公文書館長） 公文書は、今、保存期間が長く設定されています。

ちなみに、館としては、地震発生から1週間の新聞全紙をそのまま残しています。総務課で全国紙と道新と日経をとっていたので、1週間はとっておいているのと、9月いっぱい、それらの新聞の地震が載っている紙面をそのまま残しております。10月以降は北海道新聞だけの記事ですが、ささやかながら、公文書以外ではそれも残しておりますが、今まさに検証段階なので、その文書が落ちついたら、また考えたいと思います。

○大濱会長 これを総務課長名で出していただいたのは、大変よかったと思います。恐らく、公文書館や文書館では、こういう形のものをやっていないと思います。北海道もやっ

ていないですよ。

○事務局（高井公文書館長） 道のことはあまり気にしないで、札幌市は札幌市でやっています。

○大濱会長 それでいいです。

そういう意味で、災害情報はものすごく大変です。要するに、古い地震の記録は、結局、日記などを見なければわからず、それで地層がやっとわかってくるという話になってくるわけだから、こういう事柄にはぜひ注意してください。

それから、何度も言うけれども、オリンピックをやるのであれば、今のうちから声をかけて記録を残すようにしてください。フランスで宮様の末裔が裁判になれば少しは日本も変わるかもしれませんが、コンサル料2億円は出せないだろうから、まとまりのあるものは今のうちから気をつけてやっていただければと思います。

今のところ、地震の関係も総務課でやられていますので、その辺は安心していますが、どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○大濱会長 議論が密になって、次回も選別の問題をやらなければと思いましたが、皆さんの了解をいただきました。

新年度は、7月ぐらいの予定でいいですか。

○事務局（長尾文書事務担当係長） 次回は、7月ごろの開催に向けて準備をさせていただきたいと思います。もう少し近づきましたら、具体的な日程について改めて調整させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

3. 閉 会

○大濱会長 長い時間、ご苦労さまでした。

これで終わりたいと思います。

以 上